

# 外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画 (第二期)

平成27年度～平成31年度



平成28年3月

外 ヶ 浜 町



# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の期間及び対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 対象とする温室効果ガスと基準年・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 二酸化炭素の排出実態

- 1. 二酸化炭素排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 現在の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 将来の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 二酸化炭素の削減目標

- 1. 本町の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 二酸化炭素排出抑制の主な対策・・・・・・・・・・・・ 5

## 第4章 二酸化炭素排出削減の取組

- 1. 取組の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 町民の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 事業者の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4. 町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第5章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項及び第3項に規定する計画に位置づけるものとします。

#### ◆地球温暖化対策推進法に定められた地方公共団体の責務

##### 【地方公共団体自らの事務事業に関するもの】

##### 第二十条の三第1項

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

##### 【区域内の活動に関すること】

##### 第二十条の三第3項

都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

### 2. 計画の期間及び対象範囲

本計画では、計画期間を平成27年度から平成31年度までとします。本町全域を対象とし、町民、事業者及び町を取組の主体とします。

### 3. 対象とする温室効果ガスと基準年

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素※1のみとします。

基準年については最新のデータが得られる平成25年度とし、目標年度を平成31年度とします。

※1 温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種がありますが、ここでは支配的な影響を及ぼす二酸化炭素のみを対象とし、信頼性のある排出量の算出が困難な残り5種は対象外としました。

## 第2章 二酸化炭素の排出実態

### 1. 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素排出量の削減に取り組むためには、町内における二酸化炭素の排出状況を把握する必要があります。本計画では「温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計および削減目標設定に関する資料集(平成26年2月環境省)」の算定方法を採用しています。

### 2. 現在の二酸化炭素排出量

#### (1) 町内における二酸化炭素総排出量

本町における平成25年度の二酸化炭素の総排出量は3.9万tです。これは青森県の総排出量1,467.3万t(H24年実績)の約0.26%となっています。人口1人当たりによると、本町の平成25年度における二酸化炭素排出量は年間5.7t/人であり、同年度における全国平均の年間10.6t/人に比べて少なくなっています。

#### (2) 町内における二酸化炭素の部門別排出量

部門別では、家庭部門が13.29千t(33.92%)と全体の約3割以上を占めています。また、製造業等の産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業)が10.42千t(26.59%)、自動車、鉄道等の運輸部門が7.44千t(18.98%)、業務部門が7.22千t(18.42%)、廃棄物部門0.82千t(2.09%)の順となっています。(図1、表1参照)

図1 二酸化炭素の部門別排出量(平成25年度)

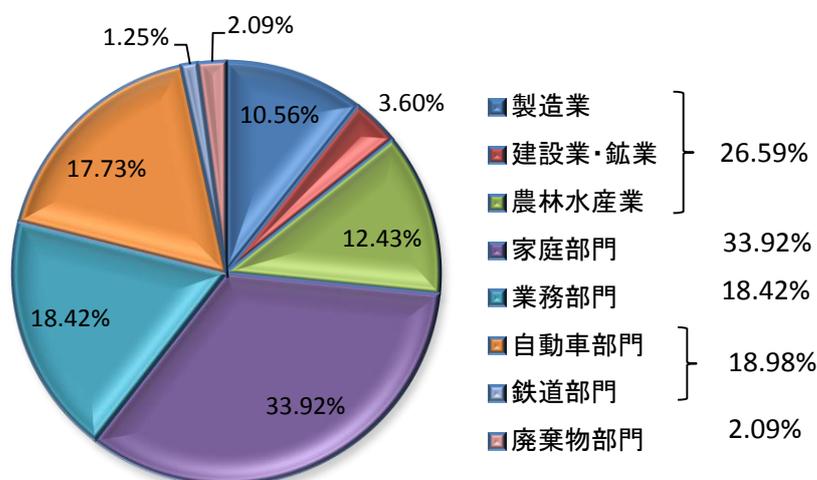


表 1 二酸化炭素の部門別排出量（平成 25 年度）

産業部門	製造業	4.14 千トンCO <sub>2</sub>
	建設業・鉱業	1.41 千トンCO <sub>2</sub>
	農林水産業	4.87 千トンCO <sub>2</sub>
	小計(①)	10.42 千トンCO <sub>2</sub>
家庭部門(②)		13.29 千トンCO <sub>2</sub>
業務部門(③)		7.22 千トンCO <sub>2</sub>
運輸部門	自動車	6.95 千トンCO <sub>2</sub>
	鉄道	0.49 千トンCO <sub>2</sub>
	船舶	0.00 千トンCO <sub>2</sub>
	小計(④)	7.44 千トンCO <sub>2</sub>
廃棄物部門(⑤)		0.82 千トンCO <sub>2</sub>
合計(①+②+③+④+⑤)		39.19 千トンCO <sub>2</sub>

### 3. 将来の二酸化炭素排出量

計画の目標年度である平成31年度の排出量を予測しました。予測に当たっては、平成25年度の排出量を参考に、人口減少率より算定しています。（表 2 参照）

その結果、平成31年度における二酸化炭素排出量は、34.57千トンと予測されます。

表 2 二酸化炭素排出量の将来予測

単位：千トンCO<sub>2</sub>

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
産業部門	製造業	4.05	3.95	3.85	3.75	3.65	3.56	3.47
	建設業・鉱業	1.38	1.35	1.31	1.28	1.24	1.21	1.18
	農林水産業	4.77	4.65	4.53	4.41	4.30	4.19	4.08
	小計(①)	10.20	9.95	9.69	9.44	9.19	8.96	8.73
家庭部門(②)		13.01	12.68	12.35	12.04	11.73	11.43	11.14
業務部門(③)		7.07	6.89	6.71	6.54	6.37	6.21	6.05
運輸部門	自動車	6.80	6.63	6.46	6.30	6.13	5.98	5.83
	鉄道	0.48	0.47	0.46	0.44	0.43	0.42	0.41
	船舶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計(④)	7.28	7.10	6.92	6.74	6.56	6.40	6.24
廃棄物部門(⑤)		0.80	0.78	0.76	0.74	0.72	0.71	0.69
合計(①+②+③+④+⑤)		38.36	37.40	36.43	35.50	34.57	33.71	32.85

## 第3章 二酸化炭素の削減目標

### 1. 本町の削減目標

#### (1) 平成19年度との比較

平成19年度の二酸化炭素の部門別排出量は43.56千tとなっていました。平成25年度では39.19千tと4.37千tの削減となりました。

表3 前回（平成19年度）と今回（平成25年度）の比較

部門		単位	H26	H19
産業部門	製造業	千トンCO <sub>2</sub>	4.14	4.51
	建設業・鉱業	千トンCO <sub>2</sub>	1.41	2.24
	農林水産業	千トンCO <sub>2</sub>	4.87	4.98
	小計(①)	千トンCO <sub>2</sub>	10.42	11.73
家庭部門(②)		千トンCO <sub>2</sub>	13.29	14.35
業務部門(③)		千トンCO <sub>2</sub>	7.22	6.51
運輸部門	自動車	千トンCO <sub>2</sub>	6.95	10.43
	鉄道	千トンCO <sub>2</sub>	0.49	0.46
	船舶	千トンCO <sub>2</sub>	0.00	0.00
	小計(④)	千トンCO <sub>2</sub>	7.44	10.89
廃棄物部門(⑤)		千トンCO <sub>2</sub>	0.82	0.08
合計(①+②+③+④+⑤)		千トンCO <sub>2</sub>	39.19	43.56

H19年度比
10.0% 減
排出量差
4.37 千トン減

#### (2) 平成31年度に向けた目標

現段階での二酸化炭素排出抑制の主な対策による削減効果や、その他の削減効果を期待して削減目標を立案しますが、具体的な数値の把握が困難なことから、人口減少率より算定した二酸化炭素排出量を目標と定めます。

従って、本町内における平成31年度の二酸化炭素排出量は、平成25年度（基準年）比で約11.8%、4.6千t削減することとします。

## 2. 二酸化炭素排出抑制の主な対策

法に定められた区分	具体的な対策	排出が抑制される主な部門
再生可能エネルギーの利用	風力発電プロジェクト導入促進	産業、家庭、業務
	太陽光発電プロジェクト導入促進	産業、家庭、業務
	太陽熱利用プロジェクト導入促進	産業、家庭、業務
	中小水力発電プロジェクト導入促進	産業、家庭、業務
	雪氷熱の利用促進	産業、家庭、業務
	バイオマスの利用促進	産業、家庭、業務
事業者・住民の活動促進	既存住宅・建築物の省エネ改修の促進や高断熱の新築住宅・建築物の普及	家庭、業務
	高効率機器（省エネ型エアコン、高効率給湯器など）の普及	家庭、業務
	次世代自動車（ハイブリッド車など）の普及	運輸
	省エネ行動（冷暖房の適温設定、エコドライブなど）の推進	産業、家庭、業務、運輸
地域環境の整備及び改善	バスなど公共交通の利用促進	運輸
	森林の整備や計画的利用の促進	その他(温室効果ガスの吸収)
循環型社会の形成	廃棄物発生量の抑制	廃棄物
	廃棄物のリサイクル率（資源ごみの比率）の向上	廃棄物
	バイオマス系（ホタテ養殖残渣等）の循環資源の堆肥化等による圏域内での循環利用の促進	廃棄物

## 第4章 二酸化炭素排出削減の取組

### 1. 取組の考え方

日常の生活や事業活動など人の活動によって、地球温暖化がもたらされています。そのため、地域社会を構成する私達一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や新エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へと転換していく必要があります。

地球温暖化対策推進法では、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制を行うため、次に掲げる4つの義務的記載事項を設けています。

#### 第二十条の三第3項

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

ここでは、これらの事項に則し、二酸化炭素排出量削減の目標達成に向けて、町民・事業者・町の各主体別の取組の考え方を述べます。

### 2. 町民の取組

私達の生活は、エネルギーを消費することで成り立っており、温室効果ガスの大きな排出源となっています。このことから、エネルギーの無駄を無くすることや適切なエネルギー利用を心がけていくことが重要となります。また、商品の購入に当たっては、エネルギー効率が高いものを選ぶことも大切な取組となります。

#### (1) 家庭での消費エネルギーの節減

##### ① 省エネルギー型ライフスタイルの実践

- ・ 冷暖房機の適正な使用（目標：暖房時20℃ 冷房時28℃）
- ・ 省エネラベル等を参考にした家電製品の購入や適正な使用
- ・ ガス調理器、給湯器等の適正な使用

(2)省エネルギー型家電製品の購入

①省エネルギー型家電製品の選定

- ・LED（発光ダイオード）照明等への切替

(3)太陽光発電システム等の導入や住宅の高断熱化

①太陽光発電システムや太陽熱温水器の導入

自然エネルギーを利用した太陽光発電システムや太陽熱温水器を導入することで、電気・ガスの使用量を削減することが出来ます。

②省エネルギー住宅の導入

住宅新築時やリフォーム時には、断熱材や複層ガラスを使用する等、国が定めた基準を満たすような気密性と断熱性に優れた省エネルギー住宅を選択することで、エネルギー消費を少なくすることが出来ます。

(4)自動車利用の見直し

本町は交通機関のうち自家用車への依存度が高いため、公共交通機関等への変更は容易ではありませんが、一人ひとりが自動車の使用自粛や、エコドライブなど環境への負荷の少ない運転を心がけることにより、燃料の使用量を減らし、自動車からの二酸化炭素の排出削減に努める必要があります。

①自動車利用の自粛

- ・マイカー使用の自粛
- ・公共交通機関の利用
- ・エコ通勤の推進

②自動車の適正管理、使用

- ・自動車の適正管理
- ・アイドリングストップの推進
- ・エコドライブの推進

③低公害車、低燃費車の購入等

- ・低公害車、低燃費車の購入
- ・用途や家族構成に合わせた大きさの自動車の選択

(5)ごみの分別・減量・リサイクルの推進

ごみの減量やリサイクルの徹底は、焼却されるごみの量の削減につながり、その結果、二酸化炭素の排出削減に役立つこととなります。そのため、家庭でのごみ分別と減量化の徹底やリサイクルの推進は非常に重要な取組となります。

①ごみの分別の徹底と減量化

②リサイクルの推進

## (6) 緑化の推進

地域における緑化運動等への参加を通じ、二酸化炭素の吸収源である樹木の保全や整備に貢献することが出来ます。

### ① 植樹など緑化運動の推進

## 3. 事業者の取組

産業部門の多くを占める製造業では、省エネルギー対策を検討している企業がありますが、本町の二酸化炭素総排出量の25%を占める部門であり、より一層の環境負荷の少ない事業活動の実践が求められます。

民生部門（業務系）は、飲食店、ホテル、医療施設などが対象となりますが、OA機器等の普及によりエネルギー使用量が増加しているため、省エネルギーやリサイクルをより一層推進していく必要があります。

### (1) 産業部門

製造業者は既に、省エネルギーに関して様々な取組を計画しているところもありますが、今後も熱管理・熱源設備の効率向上、電力利用設備の向上など、更なる取組を行う必要があります。

#### ① 熱管理、熱源設備の効率向上

- ・ コージェネレーションの導入
- ・ 廃熱利用
- ・ 排出係数の低い燃料への転換

#### ② 電力利用設備の向上

- ・ 高効率モーターの導入
- ・ モーターのインバーター制御

#### ③ 資源、廃棄物のリサイクル

- ・ 副産物、廃棄物の再資源化
- ・ リサイクル原材料の使用

### (2) 民生部門（業務系）

民生部門（業務系）では、一般家庭での取組と同様に電気などのエネルギー使用量を節減する必要があります。また、建築物には高断熱化や高効率設備を導入することも重要です。

#### ① 省エネルギー型事業活動の推進

- ・ 昼休み中の消灯や部分消灯の実施
- ・ 冷暖房機器の設定温度の適正化

- ・ O A機器のこまめな電源OFF
- ・ ガス調理器、給湯器などの適正な使用
- ・ 排出係数の低い燃料への転換
- ②省エネルギー型O A機器の導入
  - ・ 照明機器（LED）、O A機器など省エネ型機器の導入
- ③建築物の省エネルギー化
  - ・ 建築物の高断熱化・自然光の積極利用
  - ・ 自然エネルギーの利用
  - ・ コージェネレーションの導入など熱の効率的利用

### (3) 運輸部門(自動車)

運輸部門で二酸化炭素の排出量が最も多い自動車対策として、アイドリングストップ等の自動車適正利用の徹底、物流の合理化による自動車利用の抑制、ハイブリッド自動車等の低公害車の導入などに積極的取り組むことが重要です。

- ①自動車の適正な管理、使用
  - ・ 自動車の適正管理
  - ・ アイドリングストップの推進
- ②エコドライブの推進
- ③使用時間の短縮
  - ・ 効率的な配送システムの導入
  - ・ 共同配送システム、最適配車システム、適正な在庫管理
- ④配送回数の見直し
- ⑤帰り荷利用促進
- ⑥低公害・低燃費車の導入

### (4) 運輸部門（鉄道、船舶）

鉄道、船舶等の公共機関においては車両等の軽量化や低燃費化の推進と共に、モーダルシフト等の物流の効率化に向けた対策が必要となります。

### (5) 廃棄物対策

事業者から排出される廃棄物は、職場等から出る事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進によるごみの減量化や、適正な処理処分を推進する必要があります。

- ①廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
  - ・ 廃棄物の減量化
  - ・ リサイクルの推進（事業系紙ごみの再資源化）

- ・過剰包装の抑制
- ・グリーン購入の推進
- ・ライフサイクルアセスメント（LCA）による製品評価の導入

#### (6) 二酸化炭素吸収源対策

植物は二酸化炭素を固定するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たすものと期待されています。

##### ①事業所内の緑化

#### (7) 環境マネジメントの推進

- ①ISO14001、エコアクション21等の認証取得
- ②環境会計の導入
- ③研修等の開催

## 4. 町の取組

町では、地球温暖化対策の一環として、外ヶ浜町地域新エネルギービジョンを策定し、二酸化炭素排出量の削減対策や新エネルギーの有効利用促進とともに、町民、事業者に対する普及啓発の推進を行います。

また、町の事務・事業における実行計画として、次のとおり推進します。

#### (1) 事務・事業における実行計画の対象範囲

本町が行う全ての事務・事業を対象範囲とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

〈対象施設一覧〉

外ヶ浜町役場 本庁舎	三厩野球場
平館支所	蟹田一本松公園(野球場含む)
三厩支所	蟹田体育館
三厩支所 倉庫	平館体育館
おぐにふるさと体験館	三厩体育館
三厩ふるさとセンター	中央公民館
町営住宅上蟹田団地	蟹田公民館
新上蟹田団地	平館公民館
宮本団地(蟹田)	三厩公民館
新町団地(三厩)	蟹田浄化センター
東町団地(三厩)	平館浄化センター
湯の沢、小川団地(平館地区)	三厩浄化センター
蟹田教職員住宅	外ヶ浜中央病院
三厩教職員住宅	〃 附属三厩診療所
蟹田小学校	医師住宅2号
平館小学校	ナースハイツ3号
三厩小学校	ナースハイツ4号
蟹田中学校	老人保健施設(たんぼぼ)
平館中学校	冬期間融雪(龍飛地区)
三厩中学校	冬期間融雪(蟹田踏切)
給食センター	重機格納庫
大山ふるさと資料館	街路灯
外ヶ浜町スキー場	

(2) 基準年度の温室効果ガス排出量

本町の事務・事業における基準年度である平成25年度の二酸化炭素総排出量は、9,201,060kg-CO<sub>2</sub>です。

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	6,482,293kg-CO <sub>2</sub>

(3) 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の72.4%を占め、次いで灯油が17.1%、A重油が7.0%となっています。

(4) 削減目標

平成22年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を、10%削減することを目指します。

区 分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成31年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	6,482,293kg-CO <sub>2</sub>	10%	5,834,064kg-CO <sub>2</sub>

(5) 具体的な取組

① 豊かな自然環境と共存した新エネルギーの導入

本町は、青森県津軽半島の北東部に位置し、東は陸奥湾に面し、北は今別町をまたいで本半島最北端の三厩地区があり、津軽海峡を隔てて北海道と相對しています。本町には津軽国定公園龍飛崎をはじめ、風光明媚な景観の観光資源などがあり、海と山と川の恵みとともに生きる町となっています。また、総面積の約89%が山林で、その多くは国有林となっています。

近年の「地球温暖化などの環境問題やエネルギー問題」についてアンケート調査を行った結果、町民の85%が関心を持っており、90%が今後の地球環境に影響があると考えています。

このため、本町においても、豊かな自然環境を守っていくために、自然環境に極力影響を与えない新エネルギーの導入を促進します。

各地で植物性廃食油を回収してバイオディーゼル燃料を製造していますが、このバイオディーゼル燃料は植物が原料のため、燃料として消費しても大気に放出される二酸化炭素の総量は変わらない環境にやさしいクリーンなエネルギーです。今後、本町においても積極的に廃食油の回収を行い、バイオディーゼル燃料の普及を促進します。

#### ②地域特性を活かした新エネルギーの導入

本町には、豊かな自然資源を活かした、風力、太陽光、海洋、バイオマス（木質系、農業系、畜産系、水産系）、雪氷エネルギーなど、多様なエネルギー源が存在します。

特に本町は、海に面しており強い風が吹いていることから、風を利用した風力発電の適地となっています。また、日射量についても、太陽光発電・太陽熱が期待できます。さらに町全体が豊かな森林に囲まれていることから、森林系バイオマスを活用したペレットやチップの直接燃料、木質バイオマスによる発電・ガス化、本町の主要産業である水産業からの水産系バイオマスによるガス化などさまざまなエネルギーが活用できます。

このように恵まれた風、日射量、森林資源、水産資源など本町の地域特性を活かした新エネルギーの導入を促進します。

#### ③町民、事業者、行政が連携した新エネルギー導入の推進

新エネルギーの導入にあたって、「町民」、「事業者」、「行政」で各々の役割があります。

この3者の連携が円滑に行われることによって、新エネルギーの導入が可能となります。町としては、この連携が円滑に推進できるように情報提供を行うとともに、「町民」、「事業者」、「行政」が協働のもとで取り組みができるような体制づくりを行います。

#### ④地域産業振興のための新エネルギーの活用

風力発電では、風車の建設により周囲の景観と合わせて観光資源としての活用が期待されます。また、太陽光発電、太陽熱利用では、地元の建築・電気業者の設置工事の受注増が期待されます。

林業や農業から排出されるバイオマスをエネルギー資源として使用することができれば、二酸化炭素排出量を削減できるだけでなく、新たな産業の創出や雇用の

拡大など地域産業の活性化にもつながります。

また、雪氷熱（雪、人工凍土、アイスシェルターなど）による冷蔵は、鮮度保持、糖度増加などのメリットがあり、雪氷熱エネルギーの利用を促進し、農畜水産物や食料品などの高品質・高付加価値化を図ることができます。

#### ⑤環境・新エネルギーに関する町民への普及啓発

新エネルギーの導入にあたって、行政として環境・エネルギー等に関する情報を提供するとともに、住民の新エネルギーについての理解が必要です。

本町では、家庭部門や自動車のエネルギー消費の割合が高いため、町民一人ひとりが環境問題への正しい認識を持ち、地球温暖化の防止に向けて行動していくことが求められています。

このようなことから、環境・エネルギーに関する教育の場として、誰もが地球温暖化問題について知り、学び、行動できるような環境を整備する必要があります。

例えば、多くの町民が訪れる公共的な場所への風力発電、太陽光発電、ペレットストーブなどの新エネルギーを導入、広報活動や学習会、各種イベントの開催など情報提供や普及啓発活動を積極的に進めます。

#### ⑥施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入します。
- ・高効率照明への買い換えを順次行います。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。
- ・公共施設の緑化を推進します。

#### ⑦物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

#### ⑧その他の取組

イ 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
  - ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
  - ・ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
  - ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
  - ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ロ 燃料使用量の削減
- ・ 急発進、急加速をしません。
  - ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
  - ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ハ ごみの減量、リサイクル
- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
  - ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
  - ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ニ 用紙類
- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
  - ・ リサイクル用紙の購入に努めます。
- ホ 水道
- ・ 日常的に節水を心がけます。
  - ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- ヘ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- ・ 職員向けに環境保全研修等を行います。
  - ・ ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設けます。
  - ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
  - ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。
  - ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 推進組織

計画の進捗状況の評価や推進施策の検討は、現在設置している委員会等で行います。

#### (2) 庁内における推進体制

町における地球温暖化対策を計画的に推進するため、環境管理委員会等を設置して、各部等の地球温暖化対策に関連する事業、施策の実施状況や情報交換を行うことにより全庁的な取組を推進します。

### 2. 計画の進行管理

#### (1) 二酸化炭素の排出状況の把握

本計画の目標達成のためには、計画策定後の二酸化炭素の排出状況を把握し、状況に応じて必要な対策を実施する必要があります。

本計画では町内の二酸化炭素排出量を毎年定期的に推計していきます。

#### (2) 対策の実施状況の把握と評価

計画の実効性を高めるため、対策の取組状況を定期的に把握し、二酸化炭素の排出状況と併せ総合的に評価することにより、課題等を明らかにします。

取組に関する課題等については、それぞれの主体に働きかけ、改善を促します。

#### (3) 計画の公表

二酸化炭素排出状況及びこの計画に盛り込まれた施策の実施状況を、ホームページ、広報等を通じて公表します。

#### (4) 計画の見直し

本計画は5年ごとに見直します。